委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部 人事課
委託業務番号	令和6年度 長人事第23号
委託業務名称	人間ドック健診業務委託
委託業務場所	長浜市大戌亥町313番地
業務の概要	長浜市職員を対象に行う、人間ドック健診業務。
履行期間	令和6年5月1日 から令和7年3月31日
契約年月日	令和6年5月1日
契約額(税込)	(1)日帰り人間ドック 委託額@19,750円 (2)脳ドック(1日コース) 委託額@30,765円 (3)1泊ドック 委託額(検査料金@59,300円+宿泊料金)の1/2 (4)1泊+脳ドック 委託額(検査料金@104,860円+宿泊料金)の1/2
契約の相手方	[所 在 地 又 は 住 所]滋賀県長浜市大戌亥町313番地
	[商 号 又 は 名 称]市立長浜病院
契約相手方の 選 定 理 由	長浜市職員の健康管理のための事業として、この事業を委託できる市立の病院で、かつ当該 業務には競争性がないため。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の (1) 年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
根拠規定	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は(2)納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。